

令和3年度第1回埼玉県児童福祉審議会

令和3年6月 書面開催

○ 審議事項等

- (1) 委員長・副委員長の選任
- (2) 児童養護部会及び認可部会所属委員の選任
- (3) 児童養護部会の審議結果について
- (4) 認可部会の審議結果について

[配布資料]

- 資料1-1 埼玉県児童福祉審議会について
- 資料1-2 埼玉県児童福祉審議会規則
- 資料1-3 埼玉県児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 児童養護部会 審議結果報告
- 資料3 認可部会 審議結果報告

参考資料 埼玉県子育て応援行動計画（令和2～6年度）

埼玉県児童福祉審議会について

1. 設置根拠

- ・ 児童福祉法第8条第1項（都道府県児童福祉審議会）
- ・ 子ども・子育て支援法第77条第4項
- ・ 執行機関の附属機関に関する条例第2条第3項

2. 審議会の役割

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査審議
- (2) 児童及び知的障害児の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊具等を推薦し、それらを製作し、興行し、販売する者に対する必要な勧告
- (3) 要保護児童に係る措置又は報告に対する意見
- (4) 国、県、市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可に対する意見
- (5) 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、著しく有害であると認められたときの意見
- (6) 無認可施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見
- (7) 里親の認定に関する事項
- (8) 子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項

3. 委員の任期

2年間（令和3年5月27日から令和5年5月26日まで）

4. 部会の設置

(1) 児童養護部会

〔審議事項〕

- ・ 児童相談所の措置に関する事項
- ・ 被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- ・ 里親の認定に関する事項

(2) 認可部会

〔審議事項〕

- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項

埼玉県児童福祉審議会規則(平成十七年四月一日規則第九十六号)

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。)第六条の四に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 3 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条及び第八条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部少子政策課において総括し、及び処理する。ただし、児童養護部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部少子政策課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

附 則(令和三年三月三十日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県児童福祉審議会委員名簿
(令和3年5月27日～令和5年5月26日)

氏名	所属等
市川 広美	埼玉県児童福祉施設協議会 副会長
岡田 静佳	埼玉県議会議員
栗原 直樹	日本社会福祉士会 理事
神山 幸恵	埼玉県保育協議会
小林 紀枝	埼玉県母子寡婦福祉連合会 副会長
小森谷 由紀江	公募
佐藤 慶祐	埼玉弁護士会
鈴木 勝	埼玉県町村会 松伏町長
田中 元三郎	全埼玉私立幼稚園連合会 理事
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部
中原 恵人	埼玉県市長会 吉川市長
野田 寿美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園 園長
福田 泉	埼玉県里親会 理事
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
堀田 香織	埼玉大学 教授

(敬称略、50音順)

埼玉県児童福祉審議会 児童養護部会所属委員
(令和3年5月27日～令和5年5月26日)

氏名	所属等
市川 広美	埼玉県児童福祉施設協議会 副会長
栗原 直樹	日本社会福祉士会 理事
佐藤 慶祐	埼玉弁護士会
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園 園長
福田 泉	埼玉県里親会 理事
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
堀田 香織	埼玉大学 教授

(敬称略、50音順)

埼玉県児童福祉審議会 認可部会所属委員
(令和3年5月27日～令和5年5月26日)

氏名	所属等
栗原 直樹	日本社会福祉士会 理事
神山 幸恵	埼玉県保育協議会
田中 元三郎	全埼玉私立幼稚園連合会 理事
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部
野田 寿美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事

(敬称略、50音順)

児童養護部会 審議結果報告

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和2年度	第3回	R2. 8. 26	10	10	0	0	10
令和2年度	第4回	R2. 10. 6	3	3	0	0	3
令和2年度	第5回	R2. 12. 1	8	8	0	0	8
令和2年度	第7回※	R3. 3. 6	17	17	0	0	17
令和3年度	第1回	R3. 5. 18	4	4	0	0	4
計			42	42	0	0	42

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
うち専門里親					
9	1	32	0	1	42

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	23	8	3	3	0	3	40
里母	15	0	2	16	4	1	38
計	38	8	5	19	4	4	78

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	0	8	21	9	2	0	40
里母	1	6	25	4	2	0	38
計	1	14	46	13	4	0	78

2 児童相談所の採る措置に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和2年度	第3回	R2. 8. 26	3	2	0	1	3
令和2年度	第4回	R2. 10. 6	7	7	0	0	7
令和2年度	第5回	R2. 12. 1	1	1	0	0	1
令和2年度	第7回※	R3. 3. 6	7	7	0	0	7
令和3年度	第1回	R3. 5. 18	5	5	0	0	5
計			23	22	0	1	23

3 親権停止の審判申立に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和2年度	第3回	R2. 8. 26	0	0	0	0	0
令和2年度	第4回	R2. 10. 6	1	1	0	0	1
令和2年度	第5回	R2. 12. 1	0	0	0	0	0
令和2年度	第7回※	R3. 3. 6	1	1	0	0	1
令和3年度	第1回	R3. 5. 18	0	0	0	0	0
計			2	2	0	0	2

4 被措置児童等虐待事案の報告 (単位：件)

虐待該当	非該当	調査中	計
4	1	0	5

5 児童虐待重大事例検証委員会報告 (単位：件)

件数
1

※ 令和2年度第6回児童養護部会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

埼玉県児童福祉審議会児童養護部会審議結果報告 補足資料

1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

2 委員数

7名（児童福祉審議会委員長が指名します。）

3 令和3年度第1回児童福祉審議会で報告する児童養護部会

令和2年度第3回から第7回児童養護部会及び、令和3年度第1回児童養護部会です。

令和2年度第6回児童養護部会は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

4 主な審議・報告事項

審議は、里親希望者や児童などの個人情報を取り扱うことから、非公開で行っております。

(1) 里親の認定に関する審議について

知事は、里親（養育里親（専門里親を含む）、養子縁組里親、親族里親）の認定をするときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされています。（児童福祉法施行令第29条）

ア 開催及び審議状況について

報告する該当の5回の部会において、42世帯について御審議いただきました。

御審議いただいた42世帯について、すべて里親として認定することが適当との答申をいただきました。

イ 認定・登録里親の状況

42世帯の種類別の内訳ですが、「養育里親」のみの登録が9世帯、「養育里親と養子縁組里親」としての登録が32世帯、「親族里親」の登録が1世帯となりました。

職業別では、里父が「会社員」、里母が「非正規就労」である者が一番多く、年齢別では、「40代」である者が最多という状況でした。

(2) 児童相談所の採る措置に関する審議について

知事は、児童に施設入所等の措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされています（児童福祉法第27条第6項、同法施行令第32条第1項）。

報告する該当の5回の部会では、合計23件について、児童相談所の方針どおり、施設入所等の措置を採ることが適当であるとの答申をいただきました。

(3) 親権停止の審判申立に関する審議について

児童相談所が、児童に対し児童の福祉のため必要な措置を採る際に、監護措置として、児童の生命または身体の安全を確保するために緊急の措置が必要で

あるとした場合、その親権者等（いわゆる保護者）の意に反して必要な措置をとることができるかとされています。

例えば、児童への医療行為が必要であると判断したにもかかわらず、保護者がこれに反対の意向を示した場合などが想定されています。児童相談所として、児童の医療行為などを優先するため、保護者の親権を停止する措置方針となった場合、家庭裁判所へ行う親権停止審判申立の適否を御審議いただくものです。

御審議いただきました2件について、いずれも親権停止の審判申立を請求することが適当であるとの答申をいただきました。

(4) 被措置児童等虐待について

知事は、被措置児童等虐待に対する措置を講じたときは、当該措置の内容等を児童福祉審議会に報告しなければならないとされ、当該報告に対し、児童福祉審議会は意見を述べることができるとされています（児童福祉法第33条の15第2項、第3項）。

また、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例を児童福祉審議会に報告しなければならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第13条の5）。

報告した被措置児童等虐待（5件）及び、児童虐待重大事例検証委員会（1件）の事例に関し、忌憚のない御意見をいただきました。

5 開催回数

今後、令和3年度中に6回（第2回から第7回）の開催を予定しています。

認可部会 審議結果報告

保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議

1 開催及び審議状況

(単位：施設)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
元 年 度	第 1 回	元. 5. 17	2 3	2 3	0	0	2 3
	第 2 回	2. 2. 13	7	7	0	0	7
2 年 度	第 1 回	書面開催	7※	7	0	0	7
	第 2 回	書面開催	8	8	0	0	8
3 年 度	第 1 回	書面開催	6	6	0	0	6
計			5 1	5 1	0	0	5 1

※取下げ1件を除いた件数

2 施設類型別内訳

(単位：施設)

年度	保育所	幼保連携型 認定こども園	計
元 年 度	2 2	8	3 0
2 年 度	1 3	2	1 5
3 年 度	3	3	6
計	3 8	1 3	5 1

埼玉県児童福祉審議会認可部会審議結果報告 補足資料

1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

2 委員数

5名（児童福祉審議会委員長が指名します。）

任期は、令和3年5月27日から令和5年5月26日までの2年間です。

3 令和3年第1回児童福祉審議会の報告回

令和元年度の第1回と第2回、令和2年度の第1回と第2回、令和3年度の第1回認可部会の延べ5回についてご報告いたします。

4 主な審議・報告事項

認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議、検討が行われることから、非公開で行っております。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議について

知事は、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可をするときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされています。（児童福祉法第35条第6項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項）

ア 開催及び審議状況について

令和元年度は第1回部会で23施設、第2回部会で7施設についてご審議いただきました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催といたしましたが、第1回部会で7施設（取下げ1件を除いた件数）、第2回で8施設についてご審議いただきました。

令和3年度第1回部会も書面開催といたしましたが、6施設について御審議いただきました。

延べ51施設について、認可は適当であるとの答申をいただきました。

イ 施設類型別内訳

施設類型別については、保育所は令和元年度で22施設、令和2年度で13施設、令和3年度第1回で3施設の合計38施設となっております。

また、幼保連携型認定こども園は令和元年度で8施設、令和2年度で2施設、令和3年度第1回で3施設の合計13施設となっております。

5 開催回数

今後、令和3年度中に1回（令和4年2月頃）開催を予定しています。